

10月からの保険料徴収へ向けて実施した広報等について

1. ポスターの掲示

全国の自治体の窓口（全国で500,000枚配布）、主要鉄道駅、車内に保険料納入をPRするポスター（モデル 牟田 悌三氏）を掲示

2. パンフレットの作成

従来のパンフレットの改訂（「みんなでささえる介護保険」）のほか、新たにQ&A方式のパンフレット（「なるほど・あんしん介護保険」）、漫画方式のパンフレットを作成。

3. 新聞広告

(1) 10月前半に、全国紙5紙、ブロック紙4紙及び地方紙34紙に保険料徴収開始をPRする新聞広告（7段（紙面半面））を実施。

(2) 9月中旬に、全国紙5紙、ブロック紙3紙及び地方紙67紙に保険料徴収開始をPRする突き出し広報を実施。

4. ラジオ

(1) 10月から12月までの3か月間、毎週1回、全国33局ネットで、保険料徴収をはじめとする介護保険制度の内容を説明する番組を放送。（「宮崎美子のみんながほっと介護保険」）

(2) 政府広報番組を活用して、保険料徴収の趣旨を説明。（「メイコのいきいきモーニング」など。）

5. テレビ

(1) 10月以降、保険料徴収開始をPRするスポットCMを放送。

(2) 政府広報番組のお知らせコーナーを活用して、保険料徴収開始のPRを実施。（「大調査！！なるほど日本人」など）

この10月から、65歳以上の方にも、介護保険の保険料を納めていただくこととなります。

■高齢者(65歳以上の方)も保険料を納めるの？

◎介護保険は、現役世代(40歳から64歳までの方)と共に高齢者の方にも費用の一部を保険料として負担していただき、必要な介護サービスを保険する仕組みです。

◎介護保険は本年4月からスタートしていますが、高齢者の方の保険料については、新しい制度に慣れたいいただくため、

- (1) 9月までは負担なし
- (2) 10月から来年9月までは本来の額の半額
- (3) 来年10月からは本来の額

という具合に段階的に負担していただくことになっています。

◎なお、40歳から64歳までの方には、既に4月から保険料を納めていただいています。

■保険料の額は？

◎高齢者の方の保険料によって随われるのは、介護サービスの費用の約6分の1です。その他は、現役世代の保険料や税金によって随われます。

◎高齢者の方の保険料の額は、それぞれの市区町村の介護サービスの量に応じて市区町村ごとに異なります。

◎高齢者の方の保険料は、無理なくご負担していただくだけによる、所得に応じて5段階(または6段階)になっています。

(参考)保険料の一般的算定例

所得段階	対象者	保険料額
第1段階	生活保護受給者又は高齢福祉年金受給者(世帯全員が住民非課税)の方	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民非課税の方	基準額×0.75
第3段階	本人が住民非課税の方	基準額
第4段階	本人が住民非課税で合計所得金額250万円未満の方	基準額×1.25
第5段階	本人が住民非課税で合計所得金額250万円以上の方	基準額×1.5

■保険料の納め方は？

◎老齢・退職年金の額が月額15,000円以上の方(特別徴収)

平成12年10月以降に支払われる年金が5か月ごとまとめて差し引かれますので、特に手続きは必要ありません。

◎老齢・退職年金の額が月額15,000円未満の方や、それ以外の方(普通徴収)

平成12年10月以降の納期ごとに、口座振替または納付書により納めていただくこととなります。納め忘れがないよう、できるだけ口座振替の手続きをお願いします。

■詳しくは、お住まいの市区町村介護保険担当窓口へお尋ね下さい。



ボランティア活動を通じて、先んずかからります。誰もが補かに入らされ、誰かを支えて暮らして、ということ。介護も同じ、支え合って、すべての世代がいきまできることが大切と思います。人間は、ひとりでは生きていけないのですから。

72歳 奈田 健三

みんなが支える介護。
私たちも、保険料を納めます。
子どもたちがばかりに、
負担させるわけにはいきません。

介護保険制度。10月から、高齢者の方の保険料納付が始まります。